

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に関する方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を下記の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、当金庫におけるマネロン等対策の主管部署は事務部事務管理グループとし、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施し、関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチ（リスクを適時、適切に特定、評価し、リスクに見合った低減措置を行うこと）の考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた適切な低減措置を講じます。

4. お客様の管理方針

当金庫は、新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、関係法令に基づいた適切な本人確認や取引目的の確認等を実施し、お客様や取引のリスクに即した対応策等、適切な措置を実施する態勢を整備します。

また、お客様の取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客情報管理による対応策の見直しを図ります。

なお、当金庫がお客様や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施し、これらの確認・調査に際しては必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告、捜査機関等からの照会、お客様の申し出またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査

し、お客様の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引やお客様等を適切に把握し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は当局に対して速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等対策の管理態勢について、主管部による検証に加え、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客様からの理解促進

当金庫は、新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等についてお客様から理解を得るため、お客様からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、A T M等を活用して、お客様からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以上